

# JET Report

ジェットレポート

vol. 69  
2016 新春号



2015  
製品安全対策優良企業表彰  
経済産業省

一般財団法人 電気安全環境研究所  
JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

# CONTENTS



年頭所感	3
SAFETY REGULATIONS	4
電気用品安全法の技術基準の解釈改正動向	
JET INFORMATION	5
直流電源装置の適合性検査の納期指定サービスを開始しました	
Conference Report	6
IEC会議だより IEC/TC61シドニー会議報告	
Conference Report	7
国際会議だより ISO TC184/SC2/WG7杭州会議報告	
JET INFORMATION	8
「製品安全対策優良企業表彰 特別賞」を受賞しました	
JET INFORMATION	9
JETホームページをリニューアルしました	
JET INFORMATION	9
《事務所移転のご案内》ISO登録センターはJET本部へ移転しました	
JET INFORMATION	10
関西 EMC試験センターはVLAC認定を取得しました	
JET INFORMATION	10
今春、JETは、タイ王国で試験業務を開始します	
JETの試験設備 〈62〉	11
引張試験装置	
試験現場 NOW 〈62〉	11
東京事業所 カスタマーサービスグループ	

2016年もよろしくお祝い申し上げます！



## 新年明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

現在、電気用品安全法技術基準の性能規定化が推進されており、これに対応して、JETは、整合規格作成に関し業界団体等に協力するとともに、セミナー、本JET Report誌等を通して関連情報の提供を行う等、これまでに蓄積した知見と経験を活かし、性能規定化が円滑に推進されるよう引き続き努めております。

昨年、JETは、長年に亘り実施して参りました製品安全基準・規格の作成、電気安全に係る普及啓発活動等により、社会の製品安全文化の定着に寄与した組織として「製品安全対策優良企業表彰特別賞」を受賞いたしました。これも、関係の皆様からのご支援の賜物とあつく感謝する次第です。今後とも、この賞に相応しい事業活動を展開していく所存です。

また、昨年9月には、今後の普及が期待される生活支援ロボットやHEMS機器の認証等のご相談に対応する「ロボット・HEMS機器認証センター」を設置し活動を進めています。

本年は、タイ王国に昨年11月に設立した“Japan Electrical Testing Laboratory (Thailand) Co., Ltd”（略称JET Thailand）が、3月頃を目途に、試験、工場調査及び申請代行の業務を開始する予定です。これにより、タイ王国をはじめアセアン諸国に進出されている皆さまの試験ニーズに、スピードとサービスの向上をもって対応していけるものと考えております。なにぶんJET初の海外試験所であり、当初は至らぬ点もあるかとは存じますが、何卒、国内事業所同様のお引き立て、ご支援をお願い申し上げます。



一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

理事長 薦田康久

また、JETが力点を置いておりますスピードの向上については、引き続き、すべてのお客様が申請された後直ちに試験に入れるよう努めているところですが、本年1月から、直流電源装置の適合性検査について納期指定サービスを開始します。これは、通常は45日以内の納期をお約束し、お客様のご要望があれば、料金割増しとなりますが25日以内の納期をお約束するもので、今後は、他の電気用品にも展開して行きたいと考えております。

本年も、JETは、時代の変化及び皆さまのニーズに適切に対応していくために、これまでに蓄積した知見と経験を基に、公正・中立な試験・検査・認証機関として、「誠実・正確・迅速」をモットーに業務の充実とお客様サービスの向上を図るとともに、国際化の推進、新規事業の展開、業務の効率化に努めてまいります。

本年が皆さまにとりまして良い年となりますよう、また、皆さまのご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 電気用品安全法の技術基準の 解釈改正動向

平成27年11月12日に第94回電気用品調査委員会(事務局:(一社)日本電気協会)が開催され、電気用品安全法に関して次の審議が行われましたので、その概要について紹介します。なお、配付資料等は、電気用品調査委員会のホームページで確認することができます。

【電気用品調査委員会のHP：<http://www.eam-rc.jp/deliberation/deliberation.html>】

## 1. 電気フライヤーの解釈改正

事故事例調査部会から、電気調理器具の天ぷら油火災関連の事故事例報告があり、電気フライヤーについては、解釈別表第八の規定に要求を追加する検討を解釈検討第1部会に依頼することになりました。今後、電気フライヤーの天ぷら油火災に関する要求事項の追加が検討されますので、関係者は、次回以降の電気用品調査委員会の審議内容に注目して下さい。

## 2. リチウムイオン蓄電池関係の解釈

リチウムイオン蓄電池については、解釈別表第九が適用されますが、これまで解釈別表第十二(国際基準等)には、整合規格がありませんでした。今回、新規にJIS C 8712「ポータブル機器用二次電池(密閉型小型二次電池)の安全性」を解釈別表第十二に採用する提案があり承認されました。今後、経済産業省からパブリックコメントが公示されることとなります。

## 3. 技術基準及びその解釈の解説について

電気用品安全法の技術基準及びその解釈については、電気用品調査委員会より解説が発行されていますが、今回の電気用品調査委員会で、いくつかの見直し及び追加案が審議され、承認されました。詳しくは、電気用品調査委員会のホームページに掲載されている審議資料でご確認下さい。

## 4. その他

平成27年度から平成28年度にかけて、解釈別表第十二に採用される整合規格の審議が活発になります。今後も、多くのJIS等が提案される予定です。なお、

電気用品調査委員会で公開される審議資料の位置付けの理解に資するため、電気用品調査委員会における整合規格の審議の流れを図1に示します。

また、電気用品調査委員会の全体の体制図は、図2のようになっています。

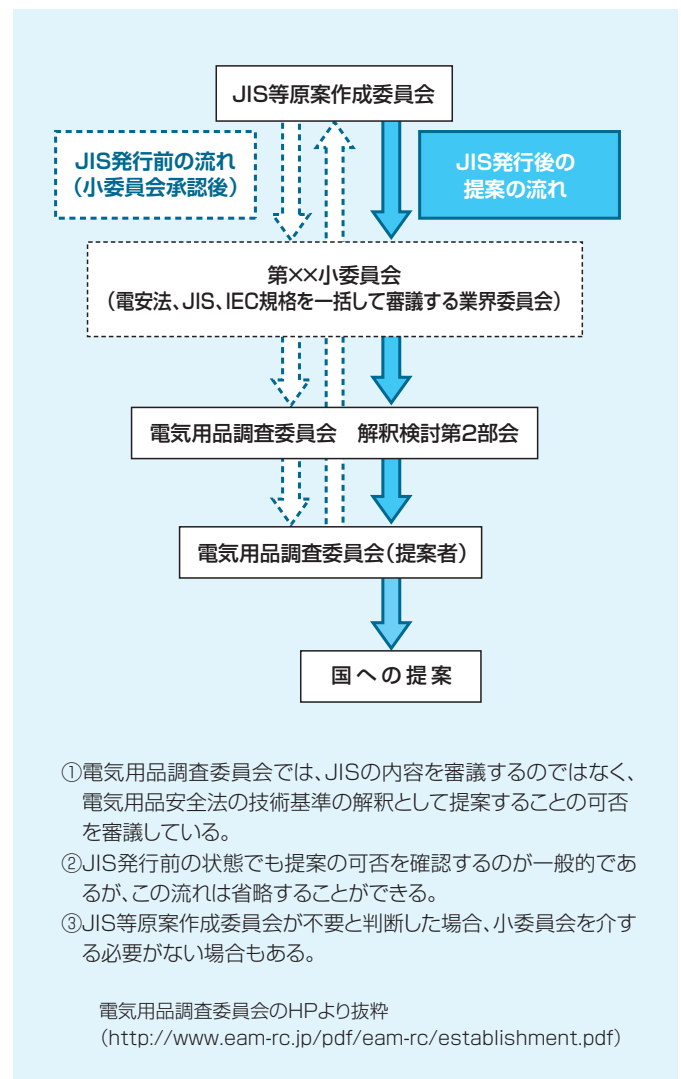
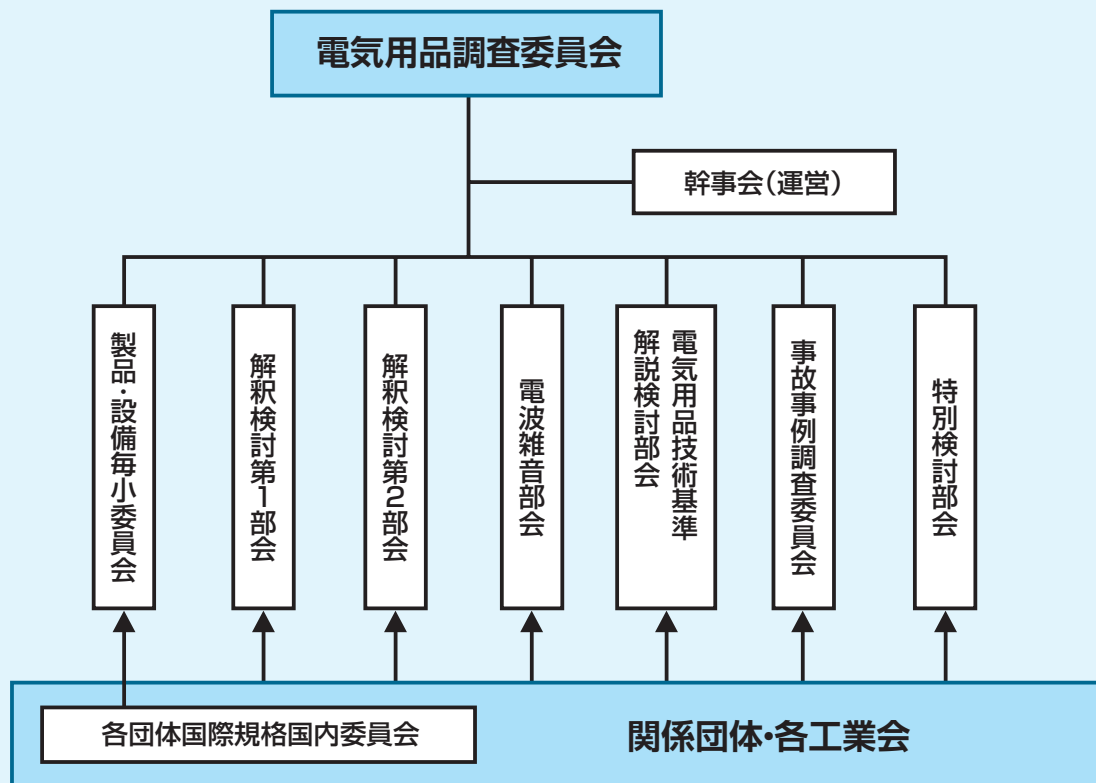


図1 電気用品調査委員会における整合規格提案までの流れ



電気用品調査委員会のHPより抜粋 (<http://www.eam-rc.jp/pdf/eam-rc/establishment.pdf>)

図2 電気用品調査委員会の組織体系

(電気製品安全センター)

## JET INFORMATION

# 直流電源装置の適合性検査の 納期指定サービスを開始しました

ACアダプターやスマートフォン用充電器をはじめとした直流電源装置の適合性検査について、多くの事業者様からのご要望にお応えするために、JETでは納期指定サービスを2016年1月受付分から開始しました。

技術基準の解釈別表第八を適用する直流電源装置について、電気用品安全法の適合性検査における受付から適合証明書の発行まで2種類の納期を設定し、お客様のビジネスのスピードに合わせたご対応をいたしますので、是非ご利用ください。

**通常対応：45日以内の納期をお約束。料金の割増しはありません。**

**短納期対応：25日以内の納期をお約束。納期と工数により、割増料金にて承ります。**

(試験結果により改善が必要となる場合、改善後の試験につきましては改めて納期設定をさせていただきます)

なお、特殊な構造のもの等については、お申し込み時に別途納期をご相談させていただくこともあります。また、短納期対応は状況によりお受けできない場合がありますので、ご承知おきください。

お申し込みに際しましては、以下の問合せ先にご相談ください。

今後、他の電気用品についても、納期指定サービスを展開して行く予定としております。ご期待ください。

### 【お問い合わせ先】

横浜事業所 TEL:045-582-2151 FAX:045-582-2671  
E-mail:yokohama@jet.or.jp

関西事業所 TEL:078-771-5135 FAX:078-771-5136  
E-mail:kansai@jet.or.jp

## ～IEC会議だより～ IEC TC61シドニー会議報告

IEC TC61（家電規格のIEC 60335シリーズ等の検討を行う技術委員会）の会議が2015年11月16日から20日までの5日間にわたってシドニーにおいて開催されました。

今回のIEC TC61シドニー会議には、22カ国から74名の出席がありました。

会議では、関係技術委員会等の代表者からの報告の他、IEC規格に対する修正案の検討、各国からのIEC TC61への質問に対する対応等の審議が行われました。本稿では審議の概要をご紹介します。

### 1. IEC 60335-1（家電機器通則）関連の修正案の検討

#### 1) 機器付属のアウトレットを有する機器に関連する規定改正案

機器付属のアウトレットには、標準化され様々な機器を接続することができるIEC 60320-1及びIEC 60320-3で規定する「Appliance outlets」並びにIEC 60884-1及びIEC/TR 60083で規定する「Socket-outlets」があります。これらのアウトレットに対して、今回の提案では、アウトレット負荷「Outlet load」というものを定義（3項）することにより、機器の入力測定（10項）や平常温度上昇試験（11項）等の試験時にアウトレットに接続する負荷条件を明確にしております。さらに、アウトレットに接続する負荷が過負荷となった場合の保護に対する構造要求（ブレーカーやヒューズの要求：22項）も明記しております。この提案は、次回、CD（委員会原案）として提出される予定です。

#### 2) 機器の入力（消費電力）測定とサンプリング周期に関する規定改正案

最近の機器はプログラムによって入力（入力電流または入力電力）を制御するものが多く、サンプリング周期によって入力測定の結果が大きく異なるケースがあることから、用語を定義している3項の注記に、入力値は入力測定時のサンプリング周期1sにおける値であることを明記する提案が行われました。しかしながら、機器の入力制御は、その周期が機器の設計によって多種多様であり、サンプリング周期はあくまでも測定の不確かさとの関係で決定するものであるとの考え方により、この提案は否決されました。

### 2. IEC 60335 個別規格関連の修正案の検討

#### 1) 液体のこぼし方の検討

IEC 60335-2-4（脱水機）、IEC 60335-2-5（食器洗い機）、IEC 60335-2-7（洗濯機）及びIEC 60335-2-11（衣類乾燥

機）には、機器のコントロールパネルに洗剤等をこぼすことを想定した試験が規定されています。現在の規定では、液体をこぼす時間やこぼし方が異なる等、細かな試験条件が統一されていないという問題に対する改正案が提案されました。提案された試験条件のうち、こぼし時間については必ずしも結果に影響しないと意見が多く出されましたが、こぼしの対象となっている制御部分の面積には言及がありません。そのため、規定量の液体のこぼし方が試験機関により異なり、規定量の液体を一面に1回だけこぼすところと、スイッチなどが点在する箇所ごとにこぼすところがあることがわかりました。これについては後者の方法で行うことに統一することになりました。この件は、次回CDV（投票用委員会原案）として審議することとなりました。

#### 2) 毛髪乾燥機等（IEC 60335-2-23）の規格案の審議

毛髪乾燥機等のIEC 60335-2-23の適用範囲にヘアーストレートアイロン（Hair straightener）を新たに追加し、これに関連する要求事項の追加を行ったCDV文書が今回審議され、FDIS（最終国際規格案）となることが確認されました。この文書審議の中では特に10.1項（入力）の試験が議論となり、現在のパート1の第5版のAmendment1で規定している測定方法（原案）をIEC 60335-2-23で置き換える意見もありましたが、最終的には、原案のとおり、パート1に従った方法で測定することになりました。これに対して、適切に入力を測定するためのガイダンス文書をCTL（試験機関委員会）において作成して欲しいとの依頼がCTLリエゾンにありました。

### 3. IEC TC61 に対する各国からの確認事項

今回の質問事項の事例を以下に紹介します。

#### 1) 各国で標準化されているプラグ等の規格適合性について

**質問：1** 各国で標準化されているプラグ（詳細は IEC/TR 60083）やコネクタ（IEC 60320-1 及び IEC 60309 のスタンダードシート）について、追加の試験が規定されていないが、絶縁距離については IEC60335-1 の 29 項を適用すべきか？

**質問：2** プラグ付の機器でプラグがコンセントに接続されたとき、IEC60335-1 の 29 項を満足しているように見えないものもあるがこれを適用すべきか？

**回答：1** IEC 60320-1（現在は IEC 60320-3）で決まっているサイズは、この規格を適用し、その他は、IEC 60335-1 を適用する。

**回答：2** 各国で標準化されているプラグは、各国の規格に適合すべきである。その場合、IEC60335 シリーズの追加適用はない。

## 2) 機器取扱説明書における使用場所の制限 (IEC 60335-1:7.12 項)

**質問：**IEC 60335 の個別規格の中には、7.12 項の取扱説明書の規定において、店や事務所のスタッフ用調理場等で使用することができる旨を記述する要求事項があるが、これを家庭等に限定することが可能か？

**回答：**限定することが可能である。例えば、次のような表現が考えられる。「この機器は、家庭のみでの使用を意図している。」や「この機器は、家庭のみでの使用を意図しており、次のような場所での使用は意図していない：・・・（場所の事例）」等

(電気製品安全センター)

## ～国際会議だより～

# ISO TC184/SC2/WG7 杭州会議報告

JET は、2015 年 9 月からサービスロボットの評価・認証業務を開始しました。今後は、規格作成の委員会へも積極的に参加していく予定です。今回は、サービスロボット関連規格を策定する国際会議の最新状況を報告いたします。

2015 年 10 月 19～23 日、浙江大学紫金港校区内の圓正・啓真酒店において開催された ISO TC184/SC2（ロボットとロボティックデバイス）の 4 会議のうち、JET が出席した WG7（パーソナルケアロボット）には 10 か国 22 名が出席し、推進中の 2 つのプロジェクトを中心に審議を行いました。以下に、概要を紹介致します。

### 1) 試験方法 TR プロジェクト

現在唯一の ISO サービスロボット安全国際規格として ISO 13482 が発行されていますが、試験方法の記載がごくわずかなため、要求事項への適合性判定が難しい場合があります。そこで、日本が提案しプロジェクトリーダーを務める、この Technical Report のプロジェクトが設定されました。

今回会議では、前回以降に提出されたコメント（独 38、日 9 の計 47 件）を処理した結果、試験が必要とされる要求事項すべてに対し案が出そろったことから、新規作業項目提案（NWIP）を行い、正式作業に移行することが決議されました。

### 2) アプリケーションガイド TR プロジェクト

ISO 13482 は適用範囲に入るロボットが多様なため、IEC 規格の製品安全規格にあるような具体的な試験基準や構造要求などが明確でなく、個別機械安全規格でありながら概念的な内容となっています。このため、安全規格に基づいて製品を設計した経験の少ない方にとっては特に難解な規格と言えます。

これを受け、特に馴染みの薄いリスクアセスメントの具体例を記載したガイダンスの必要性が英国から提起された結果、このプロジェクトが設定されました。

今回会議では、枠組みを決めた文書の不足・未完成部分を埋める作業を行いました。また、1) と併せ

NWIP を行うことを決議しました。

### 3) その他の審議事項

その他に行った審議として、一つにはロボット試験用ダミー開発に関するものがあります。これは、会期に余裕のある時のみという条件で、議長及び関心を持つ数か国により審議されている項目です。

日本としては、将来課題であり今は時期尚早と考え静観の意向ですが、自動車用ダミーに知見豊富な日本の委員がいて、折に触れ意見を求められるので、結果的に日本がアドバイスする形で議論を牽引しています。

今回は参加 2 回目のアイルランド委員の提案で、ISO 13482 要求事項に対する各試験にダミーが必要かどうかを洗い出す作業を行いました。

### 4) その他情報

TC184 は名称が "Automation systems and integration" のため、この傘下では SC2 がロボットを扱っていることが見え難いとして、SC2 が技術管理評議会 (TMB) に申請していた TC への格上げが、このほど承認されたことから、2016 年 1 月から TC299 "Robots and robotic devices" が新設され、WG7 は TC299/WG2 となります。

### 5) 次回開催時期・会場等

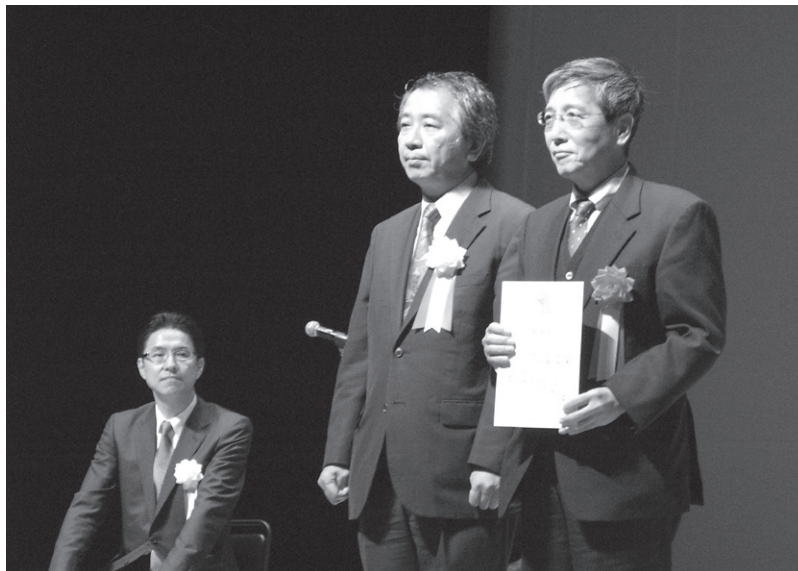
今回は 2016 年 2 月に名古屋にて開かれ、各国から多くのエキスパートが来日する予定です。

なお、ISO TC184/SC2 の委員会情報は、幹事であるスウェーデン規格協会 (SIS) が管理するホームページでも紹介されています。

(<http://www.robotstandardisation.org>)

(技術規格部 ロボット・HEMS 機器評価センター)

## 「製品安全対策優良企業表彰 特別賞」 を受賞しました



授賞式

2015年11月、JETは経済産業省主催の平成27年度「製品安全対策優良企業表彰」において「特別賞」を受賞いたしました。

この表彰は、経済産業省が「製品安全に積極的に取り組んでいる事業者」を公募し、適正な審査のうえ、製品安全対策優良企業として表彰するもので、同表彰には、製品安全の分野に関する活動を通して社会の製品安全文化の定着に寄与している組織を対象とした「特別賞」が設けられています。今回JETは、この「特別賞」を受賞したもので、この受賞によりJETの活動が評価されたことを大変光栄に受け止めるとともに、これもひとえに関係の皆様のご支援のお陰であると感謝する次第です。

今後ともJETは、電気製品等の安全性についての試験・認証サービスに加え、社会のニーズに対応したセミナーの開催、電気用品安全法等に関するご相談、電気製品の安全に関する情報の発信など、より安全・安心な社会の形成に貢献する業務に積極的に取り組んで参ります。

### 経済産業省公表の選出理由

#### 1. 時代に対応した産業界に対する幅広いサポート

国内外を問わず規制や市場の変化を常に把握し、事業者向け安全セミナーの開催や年間800件程度の安全規制に関する相談対応など、安全な電気製品の市場流通に貢献している。

#### 2. 製品事故防止に向けた基準策定への貢献

民間認証制度であるSマーク認証の中心となり、規格の整備されていない新製品、新技術に対する安全性の認証、製品事故が起こった際の迅速な基準改正案の作成等に対応。さらに国際規格への提案と調整も行っている。

#### 3. 社会に対する広報活動

事業者向け「JET Report」の継続的な発行や消費者向けWebサイトでの情報発信、地方自治体に対する普及啓発用パンフレットの配布など、電気製品の安全に関して対象毎に有益な情報提供を行い、社会における安全性向上に向けた活動を積極的に続けてきている。

(電気製品安全センター)



# JETホームページをリニューアルしました

すでにご利用いただいている方もいらっしゃるかと思いますが、JETのホームページのデザインを見直し、平成27年11月1日から、より見やすい画面にリニューアルいたしました。

これからも、国内外の安全基準等に関する最新トピックスやJETの業務のご案内、各種試験やサービス等へのお申込みフォームなどの情報を提供して参りますので、是非お役立てください。

また、JETホームページの消費者向けサイト「電気と安全な暮らし」のページについてもリニューアルし、電気製品の安全マークや電気製品の正しい使い方をわかりやすく紹介しています。新たにSマークのムービーも掲載しました。S-JETマークの取得にチャレンジする家電くんたちと厳しく安全性をチェックする教官のムービーをお楽しみいただけますので、是非ご覧ください。

- ・JETのホームページのURL → <http://www.jet.or.jp/>
- ・「電気と安全な暮らし」のページのURL  
→ <http://www.jet.or.jp/consumer/index.html>



(経営企画部)

事務所移転のご案内

## ISO登録センターはJET本部へ移転しました

ISO登録センターは、初台シモモトビル5階からJET本部6階に移転し、11月24日から新事務所にて業務を開始しております。JET本部は、小田急線代々木八幡駅、千代田線代々木公園駅から徒歩7分、京王線初台駅から徒歩15分に位置しておりますので、お近くにこられた際は、お気軽にお立ち寄り下さい。(裏表紙地図を参照下さい)

ISO登録センターでは、品質マネジメントシステム認証、環境マネジメントシステム認証、労働安全衛生マネジメントシステム認証、情報セキュリティマネジメントシステム認証及びエネルギーマネジメントシステム認証の5つのマネジメントシステム認証のプログラムをご用意して、皆様のお申込みをお待ちしております。

移転先：

〒151-8545

東京都渋谷区代々木 5-14-12

一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 6階

部門名	新電話番号	新FAX番号
認証部	03-3466-5140	03-3466-5133
営業部	03-3466-5128	

(ISO登録センター)

## 関西 EMC 試験センターはVLAC認定を取得しました

JET 関西 EMC 試験センターは、この度 VLAC<sup>\*1</sup> による ISO/IEC17025 試験所認定を 2015 年 12 月 1 日付けで取得したことをお知らせいたします。

VLAC 認定取得により、これまで実施できなかった米国 FCC<sup>\*2</sup> で要求される IT 機器などの測定を実施することも可能となりました。JET で対応可能な VLAC 認定範囲は下表のとおりです。

【VLAC 認定取得範囲】（関西 EMC 試験センターで取得した VLAC 認定は表中の太字部分）

電気用品の雑音の強さの測定方法 (2章、3章、4章、5章、6章、7章、8章、9章)	IEC/EN61000-6-3, IEC/EN61000-6-4
電波法の施行規則 第46条の7	JIS C 1806-1
VCCI V-3	JIS C 61000-6-1, JIS C 61000-6-2
FCC Part 15 Subject B (ANSI C63.4 2003/2009/2014)	AS/NZS 61000.6.1, AS/NZS 61000.6.2
FCC Part 18 / MP-5	AS/NZS 61000.6.3, AS/NZS 61000.6.4
CISPR11, CISPR13, <b>CISPR14-1</b> , CISPR14-2	ICES-001, ICES-003
<b>CISPR22</b> , CISPR24, <b>CISPR32</b>	IEC/EN60601-1-2(個別要求条件IEC/EN60601-2シリーズ)
EN55011, EN55013, <b>EN55014-1</b> , EN55014-2	JIS T 0601-1-2(個別要求条件JIS T 0601-2シリーズ)
<b>EN55022</b> , EN55024, <b>EN55032</b>	IEC/EN61326-1(個別要求条件IEC/EN61326-2シリーズ)
AS/NZS CISPR11, AS/NZS CISPR13	JIS T 0601-1-2
<b>AS/NZS CISPR14-1</b> , AS/NZS CISPR14-2	IEC/EN61000-3-2, IEC/EN61000-3-3, IEC/EN61000-3-11
AS/NZS CISPR22, <b>AS/NZS CISPR24</b>	JIS C 6100-3-2
K00013, K00014-1, K00022, KN22	AS/NZS 61000.3.2, AS/NZS 61000.3.3
GB4343.1, GB4343.2, GB9254	IEC/EN61000-4-2, -3, -4, -5, -6, -8, -11
IEC/EN61000-6-1, IEC/EN61000-6-2	J55001, J55011, J55013, <b>J55014-1</b> , <b>J55022</b>

また、12月1日施行の電安法技術基準の解釈の改正により、IH調理器（電気がまを含む）や電子レンジ等、3m法電波暗室で測定を実施できる機器の範囲が拡大し、より広くご利用いただけるようになりました。（詳しくはJET Report Vol.67をご覧ください。）

従来から実施している国内電気用品安全法の適合性検査、欧州を始めとした海外認証試験、電気安全試験とのワンストップテストなどのサービスと併せてより便利にご活用いただけます。

※1 VLAC: Voluntary EMC Laboratory Accreditation Center ((株)電磁環境試験所認定センター)の略称。  
VCCIから独立して設立された試験所認定機関。

※2 FCC: Federal Communications Commissionの略称(米国の通信規制を運営する機関)。

### 【お問い合わせ先】

関西事業所 関西 EMC 試験センター

TEL:078-771-5135 FAX:078-771-5136

E-mail: kansai@jet.or.jp

URL: <http://www.jet.or.jp/examination/emc/index.html>

## 今春、JETは、タイ王国で試験業務を開始します

2015年11月、JETは、タイ王国に初の海外試験所となる“Japan Electrical Testing Laboratory (Thailand) Co., Ltd”（略称JET Thailand）を設立しました。JET Thailandは、タイ王国の電気製品等の試験会社から事業譲渡を受け、2016年3月頃を目途に、Sマーク、IECEE-CB、タイ工業規格(TISI)等の試験、工場調査及び申請代行の業務を開始する予定です。JET Thailandは、タイ王国をはじめアセアン諸国に進出されている皆さまの試験ニーズに、スピードとサービスの向上をもって対応して参ります。



11月に実施されたタイ王国の試験会社との事業譲渡契約調印式

## JET の試験設備 〈62〉

### 引張試験装置

今回ご紹介いたします試験装置は、2015年3月に導入した、各種絶縁材料や金属材料の引張強さ、圧縮強さなどに対応した引張試験装置です。試験モードも、シングル、サイクル(試験力、ポジションの組合せ)が可能となっています。

恒温槽も装備していますので、各々温度条件下においての引張強さも測定することが可能です。

各種規格に対応可能ですのでお気軽にお問い合わせ下さい。

#### ◆主な規格

ISO 527, IEC 60227, IEC 60245, IEC 60811-1-1, JIS C 3005, JIS C 3660-1-1, JIS K 7113

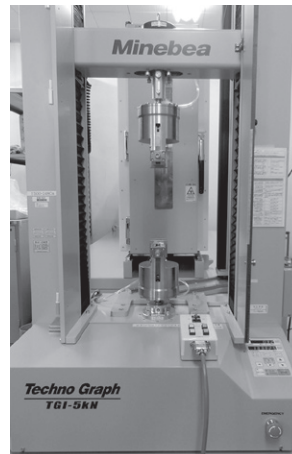
#### ◆試験設備の仕様

最大引張荷重：5kN

引張速度：0.1～1000mm/min

有効ストローク：930mm(引張時)

有効ストローク：960mm(圧縮時)



通常の引張試験を行う状態



恒温槽に治具を通した状態(扉開放時)

#### ◆恒温槽の仕様

冷却方式：冷風・温風混合循環方式

温度範囲：-50～200℃

有効ストローク：200mm

#### 【お問い合わせ先】

横浜事業所 電線グループ

TEL：045-582-2151 FAX：045-582-2671

E-mail：yokohama@jet.or.jp

## 現場 NOW 〈62〉

### 東京事業所 カスタマーサービスグループ

東京事業所では、配線器具、ヒューズを中心としたPSE適合性検査、JISマーク制度、S-JET認証、部品・材料等の認証、各種依頼試験等のお申込み、各経済産業局(または、経済産業省)への各種申請・届出についてのご相談、医薬品医療機器等法に基づく指定高度管理医療機器等の試験を幅広く提供しております。

カスタマーサービスグループでは、これらの多種多様なご相談や受付を国内のみならず海外からも毎日多くのお客様から頂いております。

近年では海外からの初めてのお客様も多く、電気用品安全法の説明から提出書類の細かい記載方法等についてなかなか理解を得られずに悪戦苦闘しています。しかし、お客様とのファーストコンタクトの窓口であることをスタッフ全員が自覚をし、常にお客様の立場に立って迅速で分かりやす



く、かつ、親切・丁寧に対応し、一人でも多くの方がJETのファンになっていただけるよう心がけてまいります。

至らないところも多々あるかとは思いますが、横浜事業所、関西事業所各カスタマーサービスグループとも連携し合いながら、スタッフ一団力をあわせてまいりますので、どうぞお気軽にご相談、お問い合わせ頂きますようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

東京事業所 カスタマーサービスグループ

TEL：03-3466-5234 FAX：03-3466-9219

E-mail：tokyo@jet.or.jp

# <お問い合わせの際はこちらまで>

【 本 部 】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●製品認証部 医療機器認証室 mdc@jet.or.jp	03-3466-6660	03-3466-6622
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●技術規格部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5142
●経営企画部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-5142
●ビジネス推進部 suishin01@jet.or.jp	03-3466-5214	03-3466-5142
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【電磁界情報センター】	TEL	FAX
●電磁界情報センター jeic@jeic-emf.jp	03-5444-2631	03-5444-2632

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●営業部 isorc@jet.or.jp	03-3466-5128	03-3466-5133
●認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-5140	03-3466-5133

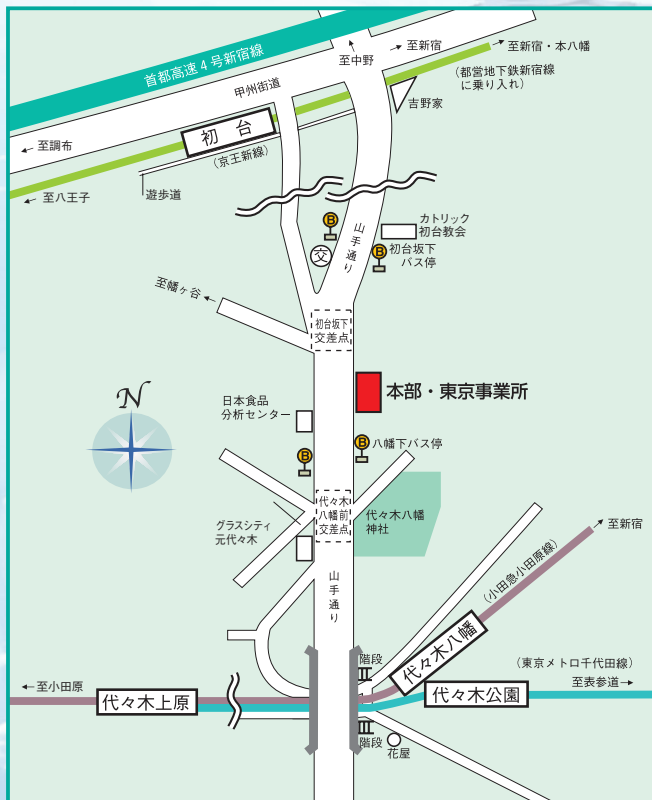
【研究事業センター】	TEL	FAX
●研究事業センター info@jet.or.jp	045-570-2070	045-570-2077

【横浜事業所】	TEL	FAX
●横浜事業所(代表) yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671

【関西事業所】	TEL	FAX
●関西事業所(代表) kansai@jet.or.jp	078-771-5135	078-771-5136

【名古屋事務所】	TEL	FAX
●名古屋事務所 nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498

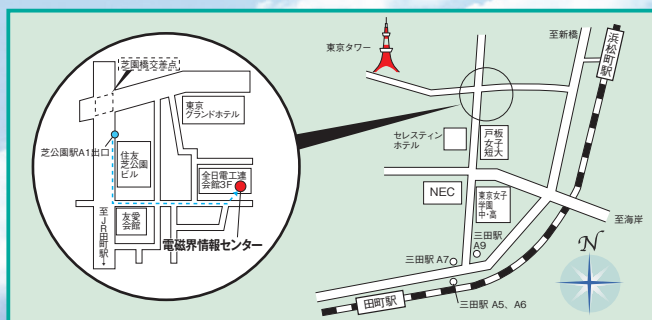
【九州事務所】	TEL	FAX
●九州事務所 kyusyu@jet.or.jp	092-419-2385	092-419-2386



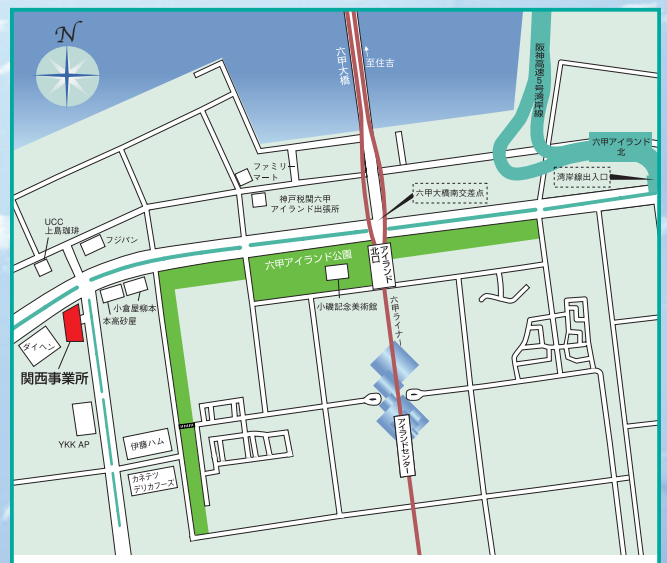
■本部・東京事業所  
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12



■横浜事業所  
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30  
■研究事業センター  
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28



■電磁界情報センター  
〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館 3階



■関西事業所  
〒658-0033 兵庫県神戸市東灘区向洋町西4丁目-1